（自動車の排出ガス低減性能を向上させる改造の認定実施要領の一部改正）

第二条　自動車の排出ガス低減性能を向上させる改造の認定実施要領（平成十九年国土交通省告示第百三十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（認定基準） **第五条**　国土交通大臣は、前条第一項の申請があった場合において、当該改造が次に掲げる基準に適合していると認めるときは、第三条の認定を行うものとする。 一～三　（略） 四　当該認定の申請者が、次に掲げる者に該当しないものであること。 イ　一年以上の拘禁刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者 ロ～ニ　（略）	（認定基準） **第五条**　国土交通大臣は、前条第一項の申請があった場合において、当該改造が次に掲げる基準に適合していると認めるときは、第三条の認定を行うものとする。 一～三　（略） 四　当該認定の申請者が、次に掲げる者に該当しないものであること。 イ　一年以上の懲役又は禁錮の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者 ロ～ニ　（略）

附　則

この告示は、刑法等の一部を改正する法律の施行の日（令和七年六月一日）から施行する。

○国土交通省告示第四百二十三号

船舶安全法施行規則（昭和三十八年運輸省令第四十一号）第四条の二第三号の規定に基づき、船舶安全法施行規則第四条の二第三号の船舶を定める告示を次のように定め、令和七年六月一日から適用する。

令和七年五月三十日

国土交通大臣　中野　洋昌

船舶安全法施行規則第四条の二第三号の船舶を定める告示

船舶安全法施行規則（昭和三十八年運輸省令第四十一号）第四条の二第三号の告示で定める船舶は、次に掲げるものとする。

一　沿海区域を航行区域とする長さ十二メートル未満の船舶（次に掲げるものを除く。）

イ　旅客船

ロ　旅客定員を有する船舶であって、海上運送法（昭和二十四年法律第百八十七号）第二十三条の二に規定する旅客運送船舶運航事業の用に供するもの（イに掲げるものを除く。）

二　沿海区域を航行区域とする長さ十二メートル以上の沿岸小型船舶（小型船舶安全規則（昭和四十九年運輸省令第三十六号）第二条第三項の沿岸小型船舶をいう。）（前号イ及びロに掲げるものを除く。）

三　沿海区域を航行区域とする長さ十二メートル以上の二時間限定沿海船（船舶設備規程（昭和九年逓信省令第六号）第二条第三項の二時間限定沿海船をいう。）（第一号イ及びロに掲げるものを除く。）

四　平水区域を航行区域とする船舶（湖川港内の水域のみを航行する船舶並びに第一号イ及びロに掲げるものを除く。）

五　湖川港内の水域のみを航行する船舶（琵琶湖を航行する船舶（第一号イ及びロに掲げるものに限る。）を除く。）

六　前各号に掲げる船舶以外の小型兼用船（船舶安全法施行規則（昭和三十八年運輸省令第四十一号）第一条第五項に規定する小型兼用船をいう。第一号イ及びロに掲げるものを除く。）であって、次に掲げる要件に該当するもの

イ　専ら漁ろうに従事する場合にあっては、漁ろうに従事する水域が、専ら本邦の海岸から百海里以内の水域であること。

ロ　イに掲げる場合以外の場合にあっては、その航行する水域が、次に掲げる船舶の区分に応じ、それぞれ専ら次に定める水域であること。

(1)　長さ十二メートル未満の船舶　沿海区域

(2)　長さ十二メートル以上の船舶　平水区域、沿海区域のうち本州、北海道、四国及び九州並びにこれらに附属する島でその海岸が沿海区域に接するものの各海岸から五海里以内の水域又は沿海区域のうち平水区域から当該船舶の最強速力で二時間以内に往復できる区域

○原子力規制委員会告示第五号

刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四年法律第六十八号）の施行に伴い、試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則第十四条の三第二項第二十三号イ(2)等の規定に基づき申告書に記載する事項等を定める告示の一部を次のように定める。

令和七年五月三十日

原子力規制委員会委員長　山中　伸介

試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則第十四条の三第二項第二十三号イ(2)等の規定に基づき申告書に記載する事項等を定める告示の一部を改正する告示

試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則第十四条の三第二項第二十三号イ(2)等の規定に基づき申告書に記載する事項等を定める告示（平成二十八年九月原子力規制委員会告示第八号）の一部を次のように改正する。

第二条の表の注１ハ中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この告示は、刑法等の一部を改正する法律の施行の日（令和七年六月一日）から施行する。

（経過措置）

2　刑法等の一部を改正する法律の施行の日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられた者については、これを拘禁刑に処せられた者とみなして、この告示による改正後の試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則第十四条の三第二項第二十三号イ(2)等の規定に基づき申告書に記載する事項等を定める告示第二条の規定を適用する。

その他告示

○総務省告示第百七十九号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十九条の五の三第一項の規定に基づき、次のとおり特定国外派遣組織を指定するので、同条第二項の規定に基づき、告示する。

総務大臣　村上誠一郎

令和七年五月三十日

一　名称	令和七年度米空軍演習「ＲＥＤ　ＦＬＡＧ　ＡＬＡＳＫＡ25－2」における訓練参加部隊（アラスカ州アンカレッジ）
二　国外派遣期間	令和七年七月五日まで
三　派遣人数（概数）	七十人程度
四　派遣地域	アメリカ合衆国アラスカ州アンカレッジ

○総務省告示第百八十号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十九条の五の三第一項の規定に基づき、次のとおり特定国外派遣組織を指定するので、同条第二項の規定に基づき、告示する。

総務大臣　村上誠一郎

令和七年五月三十日

一　名称	令和七年度米空軍演習「ＲＥＤ　ＦＬＡＧ　ＡＬＡＳＫＡ25－2」における訓練参加部隊（アラスカ州アンカレッジ）
二　国外派遣期間	令和七年七月五日まで
三　派遣人数（概数）	七十人程度
四　派遣地域	アメリカ合衆国アラスカ州アンカレッジ